

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>新しい区長になったが、広報紙に毎月区長が載っていない。区民に区長を知ってもらうためにも、広報紙に毎月載せるべきではないか。</p>	<p>広報紙に機会を捉え、できるだけ区長、副区長を掲載するよう紙面構成を工夫することとし、既に令和2年1月号の「新年のごあいさつ」、2月号の「区長のオススメイベント」で区長の顔写真を掲載した。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>地域の防災訓練参加者が減ってきているとともに、若い人の参加者が少ない。若い世代にも防災訓練に参加してもらえるよう広報紙やSNS等でもっとPRしてほしい。</p>	<p>これまで、地域の防災訓練の広報・周知は弱かったと思うので、今後は区ホームページも活用するなど広報・周知に努めていく。 また、危機管理室のアドバイザーの助言も参考に、若い人が参加しやすい訓練内容について検討する。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>災害時、どこに避難すればよいか知らない市民の方が多く思うので、町会単位でどこに避難すればよいか示しておいた方がよいと思う。そのためにも避難訓練に参加してもらう様にアピールを考えないといけないと思う。</p>	<p>基本的には、各町会単位で一時避難場所を設定され、そこから小学校に避難することになっている。それを知ってもらうためにも、地域の避難訓練に多くの方に参加してもらえるように、区ホームページ等を活用するなど周知について検討したい。 また、危機管理室のアドバイザーの助言も参考に参加しやすい訓練内容について検討を進める。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>街頭犯罪発生件数の減少をめざす取組みのひとつとして地域住民に情報発信が大事だと思う。「広報つるみ」に掲載されている鶴見区役所ツイッターのQRコードを読み込むことにより鶴見地域犯罪発生情報が得られる事を知らない人が多い。このQRコードを各町会の掲示板に掲示するのはどうだろうか。また、注目されるような惹句も大事だと思う。</p>	<p>全戸配布である「広報つるみ」の2月号から、ツイッターやフェイスブックの詳しい紹介を行い、周知を図っていく。 また、ツイッターやフェイスブック等の詳しい紹介とQRコードを掲載したちらしを作成し、各町会の掲示板への掲載依頼をするとともに区の広報板や各駅への掲示等も行っていく。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>ステップファミリーの婚姻届時等の機会を生かし、状況に応じた支援・相談のサポート体制の案内、説明を積極的(プッシュ型)に行い、新夫婦・家族の門出の中、不安を払拭し、ご安心されるのではと思う。</p>	<p>ステップファミリーへの支援は、子育て相談や、要保護児童等の支援の中で行っている。 ステップファミリー向けの冊子を窓口で配布するなど、ステップファミリーという言葉や相談先の情報の周知を行い、保護者が不安に感じた際に、相談しやすい環境を作っていきたいと考えている。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>普通教室に通えない児童を対象に別教室で学習指導・支援の実施は必要な事なので、通いやすくする工夫などをお願いしたい。(通うことで本人だけでなく保護者の方の安心が得られることが大切である)</p>	<p>別教室にて学習指導・支援する場を設けることによって、普通教室に通うことができない児童が不登校に陥ることなく、登校に前向きになり、かつ学習にも意欲的に取り組めるよう、教職員や保護者とも連携しながら改善を進めてまいりたいと考えている。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>子ども食堂をしています。子ども食堂で何か気をつけること、工夫することなど問題点があると思う。児童相談所の方と懇談できる場が欲しい。年一回でも、鶴見区の特徴などや、貧困の子どもがもっと参加できるような工夫などについても考えたい。</p>	<p>令和2年度も、区内の実施団体等で情報交換等を行う「こどもの居場所ネットワーク会議」を開催する予定であるが、その場に児童相談所の参加を求めるなど、運営に役立つような内容について検討したいと考えている。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>避難所開設運営訓練の実施、推進は、繰り返し継続して実施することを期待する。一方、今回の九州豪雨は、行政が定めた避難所が災害を受け(受けそうになり)、他への避難所に再避難している現状から、現在の避難所も災害カテゴリ別に見直しを行い、地域法人の施設や機能を組み込み、再設定・追加を検討いただけたら幸いである。</p>	<p>水害発生時、避難所によっては体育館ではなく校舎の上階への避難が必要となる場合もあると思われる。新型コロナ禍における密を避ける対応を行った場合の避難受け入れ人数の減少をきっかけに新たな避難所の追加を検討しているところであるが、現状の避難所における災害カテゴリ別の運用についても検討を行いたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>【特殊詐欺】啓発講座などでは、特殊詐欺で騙された方の後悔と、心理の専門家のなぜ騙されたのかについて、騙される方に納得できる説明が出来ていないように思う。</p>	<p>鶴見区12地域において、「ふれあい喫茶」「食事サービス」を活用しながら特殊詐欺防止啓発出張講座を実施してきた。現在の講座は、心理専門家に助言をいただく仕組みではないが、詐欺案件ごとの騙す・騙されるや騙されないポイントを説明している。今後、警察や関係機関と連携し、専門家も交えた講座の可能性を研究していきたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>学校を通じ高校生に対する自転車マナーの啓発について。                      当たり前のようにイヤホンをしながら、スマホを見ながら自転車に乗る高校生が非常に多く、更には今の時期、傘を差しながらイヤホンをしていると危険度が増しているのがなぜ平気なのか。本当に危ないと思います。啓発活動は子供たちに届かないと意味がなく、伝え方など工夫が必要ではないかと思う。</p>	<p>これまで、イヤホン、スマホ、傘さしなどの「ながら運転」は禁止されており、加えて令和2年7月2日から道路交通法が改正され、自転車においても、いわゆるあおり運転を意味する妨害運転罪が追加された。自転車による妨害運転罪とみなされるケースは、おもに「逆走」「幅寄せ」「進路変更」「不必要な急ブレーキ」「ベルを執拗に鳴らす」などとされている。これまでも警察と連携し、学校へ出向いての啓発授業を開催してきたが、法改正の趣旨も踏まえた訴求力のある啓発内容も含め検討すると同時に、引き続き警察への取り締まりの強化も訴えていく。</p>	<p>条例第9条第1項</p>